

入札心得書

令和5年8月1日

- 1 入札者は、いなべ市契約規則（平成22年いなべ市規則第16号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき入札保証金を納付、又は規則第7条の規定に基づきこれに代わる担保を提供しなければならない。ただし、規則第8条第1項の規定に基づき次のいずれかに該当するときは、全部又は一部の免除を受けることができるものとする。
 - (1) 保険会社との間に、市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
この場合において、入札保証金の免除を受けようとする者は、当該契約に係る保険証券を入札参加申請書と同時に提出しなければならない。
 - (2) 過去2か年の間に市若しくは他の地方公共団体又は国と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したものの又はこれに準ずると認められる者であって、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
この場合において、入札保証金の免除を受けようとする者は、入札保証金免除申請書を入札参加申請書と同時に提出しなければならない。
 - (3) 不要の決定をした物品を売り払うとき。
 - (4) 市の指名により入札に参加するとき。
 - (5) 電子入札（市の使用に係る電子計算機と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札をいう。以下同じ。）により入札に参加するとき。

- 2 落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。
なお、別途仕様書等により定めがある場合はそれに従うものとする。

- 3 入札の方法、入札の無効及びその他入札並びに工事の施行についての必要な事項は、次のとおりとする。
 - (1) 入札書は、**公告又は指名通知書において示す提出方法等によって提出**しなければならない。
ただし、電子入札の場合は、入札書は**電子入札システム**の入力画面において作成し、電子認証により登録されたICカードにより、指定の日時までに入札金額等を入力して送信し、市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させなければならない。

(2) 入札書の氏名等の記載は、次のとおり取り扱う。ただし、電子入札の場合は、代理人の入札は認めないものとする。

ア 入札者本人の住所、氏名（法人にあっては、法人の所在地、名称及び代表者氏名をいう。以下同じ。）が記載され押印のある入札書により入札する場合には委任状の提出は必要としないものとする。

イ 代理人が代理人名義で入札する場合には、入札書投函前に委任状を提出しなければならない。

なお、この場合の入札書には入札者の住所、氏名欄に入札者本人の住所、氏名を記載するとともに右代理人と表示して、代理人の氏名を記載し押印しなければならない。

(3) 入札執行回数は、1回とする。

(4) 開札は、当該入札事務に関係のない職員の立会いのもと、事前に設定した開札予定日時後速やかに行うものとする。

ただし、電子入札の開札にあっては、職員の立会いを要しないものとする。

(5) 落札となるべき同値の入札者が二人以上あるときは、くじで落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員に引かせるものとする。

(6) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。このほか、工事費等内訳書（以下、「工事費内訳書」という。）の確認及び審査に係る無効については別に定める（「工事費等内訳書の取扱いについて」参照）。

ア 入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。

イ 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者が入札をしたとき。

ウ 入札書が所定の日時までには到着しないとき、又は市の使用にかかる電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされないとき。

エ 入札書の記載事項が不明なとき。

オ 入札者の記名及び押印のないとき、又は市長が指定する電子証明書を取得していない者が入札したとき。

カ 入札金額を訂正しているとき。

キ 同一事項の入札について2以上の入札書を提出したとき。

ク 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をしたとき。

ケ 事前に落札可能件数届出書を提出し、落札可能件数を超過したとき。

コ 電子入札の場合、電子入札システムを使用しない入札をしたとき。

サ その他入札に関する条件に違反したとき。

(7) 次のいずれかに該当するときは、その者は失格とする。

ア 入札金額が、最低制限価格を下回る入札をしたとき。

イ 工事費内訳書の提出を求めた場合において、提出した工事費内訳書の不明な点を説明しない者。

ウ その他入札の執行を妨げたとき。

(8) 入札者が談合し、又は談合を行った可能性のある不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることができるものとする。

(9) 入札の辞退に関する取扱いは、次のとおりとする。

ア **開札前**にあつては、入札辞退届を提出することによって入札参加を辞退することができるものとする。

ただし、緊急を要する場合には、電話等（受付は開庁日の8時30分から17時までとする。）により辞退を届け、後日、入札辞退届を提出しなければならない。

イ 入札辞退届を提出せず、かつ、入札を執行する者への連絡を怠り指定された**締切日時までに入札書が到着**しない場合は、その理由等について調査を行うことができるものとする。

ウ 電子入札の場合は、辞退対象案件の開札前までに限り、電子入札システムにより入札辞退届を提出し、電話での確認を行うことによって入札を辞退することができるものとする。ただし、緊急を要する場合には、入札辞退届をファックスにより送信し、速やかに電話で確認を行った後に、入札辞退届の原本を提出するものとする。

エ 入札を辞退した者は、このことを理由として以後の入札参加及び指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、不正又は不誠実な行為と判断される場合においてはこの限りではない。

4 入札者は、入札後において、この入札心得及び仕様書、図面等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。